明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二九）　四
○国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（四三〇）　四

〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（一九）　八
○原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（二〇）　一〇

〔省　令〕
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一五七）　一三
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（同一五八）　一三
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同一五九）　一六
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一六〇）　一六
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（環境三六）　一六
○除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令（同三七）　一六

〔告　示〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同四一七）　一六
○原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務四一六）　一六
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の効力発生に関する件（同四一八）　一六
○原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同四一九）　一六
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件（農林水産二四二六）　一七
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件（環境一〇五）　一七
○汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（同一〇六）　一七
○廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法（同一〇七）　一七
○汚染状況重点調査地域を指定する件（同一〇八）　一七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同一〇九）　一七
○環境大臣が定める放射線の量の測定方法（同一一〇）　一七
○処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一一）　一七
○処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一二）　一七
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一三）　一七
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一四）　一七
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一五）　一七
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（同一一六）　一七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。